

## 9 専門家助言制度について【条例第 28 条の 2】

建築紛争の原因として、専門知識を十分にもたない住民側と建築主側にすれ違いが生じることがあげられます。

本制度は、中高層建築物の建築について、建築士や弁護士から助言を受けることにより、近隣住民及び周辺住民の方と建築主との相互理解を促進し、紛争の未然防止又は自主的な解決に役立てることを目的としています。

制度の利用をご希望の場合は、情報相談課まで事前にご相談ください。

### (1) 助言内容

助言内容は次のとおりです。ただし、資産価値の変動若しくは事業活動への影響に関すること又は土地の境界に関する争いに関することなどについては、助言等を行いません。

- ア 近隣住民又は周辺住民の建築計画への要望事項等についての助言等
- イ 実例、判例等の紹介その他の法的解釈の解説等
- ウ 図面その他の設計図書の解説等
- エ 工事協定書に対する助言等
- オ 本市の紛争調整制度その他の紛争調整制度一般の説明等

### (2) 助言の回数・派遣等

- ア 助言の回数は原則として 1 回です。ただし、市長が認める場合は 2 回までとします。
- イ 助言の時間は 1 回につき、2 時間程度とします。
- ウ 弁護士、建築士の 2 人 1 組を、事前に調整した助言場所に派遣します。状況により、1 名で助言等を行う場合もあります。
- エ 費用は無料です。

### (3) 助言の要件

主な要件は以下のとおりです。くわしくは、ウェブページの「横浜市中高層建築物等に係る専門家助言制度要綱・実施要領」をご覧ください。

- ア 専門家の助言等を受けるため申請する方（以下「申請者」という。）が、対象建築物の近隣住民又は周辺住民であること。
- イ 申請者が 2 名以上であること。
- ウ 専門家による助言等を受けることについて、他の近隣住民又は周辺住民等に一定の周知がされていること。

### (4) 手続の流れ ※申請から実施まで通常 2 週間程度を要します。

